

## いづの里ヘルパーステーション運営規定

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人ウェルネスケアが開設するいづの里ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定総合事業訪問介護・予防訪問介護サービス・訪問型サービスA（以下「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修終了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名所等)

第3条 事業を行う事業所の名所及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名所 社会福祉法人ウェルネスケア いづの里ヘルパーステーション  
(2) 所在地 三島市松本 39 番地 1

### (従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び勤務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 介護福祉士 1人  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護等の提供に当たるものとする。

(2) サービス提供責任者 介護福祉士 1人  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに対する調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画書又は介護予防訪問計画書の作成等をおこなう。

(3) 訪問介護員等 介護福祉士 2名以上  
2級課程修了者 1名以上

(4) 事務員 1名（非常勤職員）  
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日 (365 日)
- (2) 営業時間 24 時間

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護等の内容は次のとおりとし、指定訪問介護等の提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割・2割・3割の額とする。

- (1) 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、更衣介助、体位交換等
- (2) 生活介護 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取等

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、指定訪問介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、三島市、清水町、函南町、長泉町、沼津市、伊豆の国市の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時1ヵ月以内
  - (2) 繙続研修 年12回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 授業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ウェルネスケアと事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業者は、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所の従業者または養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

第10条 利用者的人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

附則

この規定は、平成31年3月1日から施行する。

附則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。